



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1168	平成25年度地籍調査事業計画の一部変更	(地域政策課).....	1
1169	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
1170	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	( " ).....	2
1171	"	( " ).....	2
1172	"	( " ).....	3
1173	"	( " ).....	3
1174	救急病院の認定	(医務課).....	4
1175	森林病虫害等防除法による伐倒駆除命令の内容	(森林整備課).....	4
1176	森林病虫害等防除法による特別伐倒駆除命令の内容	( " ).....	5
1177	道路の位置の指定	(都市政策課).....	6
1178	"	( " ).....	6

### ○ 公告

入札参加資格審査に係る申請の受付	(総務事務集中課).....	6
------------------	----------------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第1168号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により定めた平成25年度地籍調査事業計画(平成25年和歌山県告示第380号)の一部を、次のとおり変更した。

平成25年9月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

項 目		変 更 前	変 更 後
調 査 地 域	郡 市 名	新宮市	新宮市
	町 村 名		
	調査地域名	佐野の一部 西屋敷の一部 木ノ川の一部 宮井の一部 四滝の一部	佐野の一部 西屋敷の一部 木ノ川の一部 宮井の一部 四滝の一部 あけぼのの一部

### 和歌山県告示第1169号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年10月16日まで縦覧に供する。

平成25年9月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成25年8月16日
- 2 名称  
特定非営利活動法人和歌山防災教育普及協会
- 3 代表者の氏名  
垣内珠代
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県御坊市名田町上野1470番地
- 5 定款に記載された目的  
防災教育の普及活動を通じ、地域防災を共に考え創る事で、大地震などの災害時における備えとし、人的被害の最小化の一助となす。  
またその活動の場を全国に広め、防災教育を日常化する事で各地域のコミュニティの再構築の補助的な役割を成し、災害に強い各地域社会を目指した活動を目的とする。

**和歌山県告示第1170号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年9月30日まで縦覧に供する。

平成25年9月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成25年7月29日
- 2 名称  
特定非営利活動法人ハンドインハンド
- 3 代表者の氏名  
角口みゆき
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県紀の川市粉河2046番地1、3階
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、母親や地域社会に対して、その教育力を支援する事業を行い、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第1171号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年10月28日まで縦覧に供する。

平成25年9月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成25年8月26日
- 2 名称

特定非営利活動法人ミリオン

3 代表者の氏名

田中敏子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県橋本市胡麻生478番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者・障害児とその家族及び過疎地で暮らす独居高齢者を多面的な支援を行う事により、日常生活から余暇に至るあらゆる社会活動場面で年齢や障害の程度を越えて、良い環境と自由で安心して暮らせる地域づくりの実現に寄与する。併せて、前記の活動において男女共同参画社会の促進や雇用機会の拡充、更に不特定多数の人々に情報通信技術の促進や子育て等を支援する事を目的とする。

**和歌山県告示第1172号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年11月5日まで縦覧に供する。

平成25年9月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成25年9月2日

2 名称

特定非営利活動法人共生舎

3 代表者の氏名

山本利昭

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市面川510番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、住民交流及び地域開発に関する事業を行い、地域振興に寄与するとともに、社会的不適応に至っている者の社会復帰を促進することを目的とする。

**和歌山県告示第1173号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年11月5日まで縦覧に供する。

平成25年9月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成25年9月3日

2 名称

特定非営利活動法人和考人

3 代表者の氏名

横浜伸彰

- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県岩出市荊本259番地の11

5 定款に記載された目的

この法人は、「誰もが豊かな生活を営むことが出来る和歌山」の実現のために和歌山県民に対し、経済、芸術、人権、まちづくりに関する事業を行い、地域が持つ基盤を生かし、和歌山の発展に寄与する事を目的とする。

---

**和歌山県告示第1174号**

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成25年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 今村病院  
2 所在地 和歌山市砂山南二丁目4番21号  
3 有効期限 平成28年8月31日

---

**和歌山県告示第1175号**

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成25年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

和歌山市、紀の川市、白浜町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成25年10月8日から平成26年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材又は薪炭材であるものを含む。))をいう。以下同じ。)を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

平成25年8月6日から同年9月17日までの間に1の(1)の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要事項

- (1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採

木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合には、この限りでない。

- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

### 和歌山県告示第1176号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成25年9月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 区域及び期間

##### (1) 区域

御坊市、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、那智勝浦町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

##### (2) 期間

平成25年10月8日から平成26年3月31日まで

#### 2 森林病虫害の種類

松くい虫

#### 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕すること。

#### 4 命令をしようとする理由

平成25年8月6日から同年9月17日までの間に1の(1)の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

#### 5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合には、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

## 和歌山県告示第1177号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年9月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3231	橋本市高野口町向島字道王 197番1の一部、197番5	伊都郡かつらぎ町大字妙寺 160番地の22 昌栄不動産 代表 前田昌計	平成 25.9.6	6.00	57.96

## 和歌山県告示第1178号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年9月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3229	橋本市隅田町河瀬字鳥坪19 9番の一部、200番1の一部	奈良県五條市田園二丁目2 番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成 25.9.6	5.00	28.38

## 公 告

## 公 告

和歌山県が発注する役務の提供等の契約に係る競争入札についての和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「参加資格要綱」という。）に定める入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に係る申請の受付を次のとおり行う。

平成25年9月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 資格審査の対象

参加資格要綱に基づき次に掲げる資格審査について申請を受け付ける。

## (1) 新規受付分

平成24年1月1日を基準日とする入札参加資格について、平成26年1月1日から同年12月31日までを有効期間とするものを新たに取得するための資格審査

## (2) 業務種目変更受付分

平成24年1月1日を基準日とする入札参加資格について、その業務種目を変更（増減）するための資

## 格審査

## 2 資格審査の申請

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、参加資格要綱に基づき申請書及び申請書類を提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合には、その申請書類の一部について提出を免除することができる。

なお、申請書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

## 3 申請書類の提出場所及び申請書類の用紙の配布場所

## (1) 申請書類の提出場所

資格審査を申請する業務種目ごとに別表に掲げる申請窓口とする。

なお、各振興局地域振興部総務県民課（東牟婁振興局申本建設部総務管理課を含む。）及び警察本部会計課を経由して提出することができる。

## (2) 申請書類の用紙の配布場所

別表に掲げる申請窓口並びに各振興局地域振興部総務県民課（東牟婁振興局申本建設部総務管理課を含む。）及び警察本部会計課とする。

なお、和歌山県のホームページからその様式をダウンロードすることができる。

## 4 資格審査申請の期間

資格審査の申請ができる期間は、平成25年10月1日（火）から同月31日（木）までとする。

## 5 申請書類に用いる言語等

申請書類に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

## 6 資格審査の結果の通知

申請者には、参加資格要綱に基づき資格審査の結果を文書により通知する。

## 7 入札参加資格者の公表

入札参加資格を有すると認められた者については、参加資格要綱に基づき所定の事項を一般の閲覧に供するとともに、和歌山県のホームページに掲示して公表する。

## 8 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、平成26年1月1日から同年12月31日までとする。

## 9 競争入札等の公示

別表に掲げる業務種目に係る委託契約、請負契約及び賃貸借契約（建設工事、建設工事に係る調査、測量及び設計の業務並びにこれらに関連する業務に係るものを除く。）について条件付き一般競争入札等を行う場合は、和歌山県のホームページ等に掲示して公告する。

## 10 問合せ先

和歌山県会計局総務事務集中課物品班

郵便番号 640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2292

別表

役務の提供等の契約に係る業務種目及び申請窓口一覧表

業務種目		申請窓口	業務種目		申請窓口	
大分類	小分類		大分類	小分類		
1 建築物の保守管理	1 建築物清掃	管財課	2 緑地管理、庭木・芝管理、樹木管理	1 除草	管財課	
	2 建築物周辺清掃・保守			2 樹木管理・芝生管理（剪定・殺虫消毒を含む。）		
	3 建築物飲料水貯水槽清掃		3 撤去作業、凍結防止	1 船舶等解体		3 道路凍結防止
	4 ボイラーの運転・清掃・保守			2 ポート等撤去		
	5 建築物ねずみ昆虫等防除			3 道路凍結防止		
	6 シロアリ駆除		4 警備	1 建物警備		4 防犯パトロール
	7 浄化槽保守			2 機械警備		
	8 給排水・換気設備等保守			3 港湾・空港施設警備		
	9 冷暖房設備等保守（ボイラー式のものとは「4」による。）			4 防犯パトロール		
	10 電気設備等の運転・監視			5 交通誘導・交通整理・警備		
	11 電気設備等保守		5 廃棄物処理	1 産業廃棄物処理（収集・運搬）		2 産業廃棄物処理（中間処理・処分）
	12 音響、放送、時計設備等保守			2 産業廃棄物処理（中間処理・処分）		
	13 有線通信設備保守		6 情報処理	1 システム分析・開発		情報政策課
	14 無線通信設備保守			2 システム運用・保守		
	15 テレビ電波障害対策設備保守			3 インターネットコンテンツ作成・運用		
	16 中央監視設備等保守			4 データ処理		
	17 昇降機等保守			5 ハードウェア保守		
	18 自動ドア保守			6 コンピュータ研修		
	19 附帯設備保守					
	20 建具・床等保守					
	21 危険物施設保守					
	22 消防設備保守					
	23 避雷設備保守					
	24 建築物空気環境測定					
	25 建築物等の点検					
	26 建築設備の点検					



業 務 種 目		申請 窓口
大分類	小分類	
7 特殊設備 保守管理 (建築物に係 るものを除 く。)	1 プールろ過装置保守管理	総務 事務 集中 課
	2 遊具・砂場保守管理	
	3 駐車場設備保守管理	
	4 展示・映像・照明・音響設備保守管理	
	5 ガス配管設備保守管理	
	6 道路・河川・港湾設備保守管理	
	7 船舶給水設備操作・保守管理	
	8 空港消防設備消防業務・保守管理	
	9 船舶保守管理	
	10 排水・脱臭処理設備保守管理	
	11 海水・雨水処理装置保守管理	
	12 工業用水道施設運転・保守管理	
	13 工業用水道設備点検・保守管理	
	14 交通安全設備・緊急通報装置点検・保守管理	
	15 交通安全施設運用・管理	
8 機械等保 守管理 (建築物に係 るものを除 く。)	1 分析機器保守管理	総務 事務 集中 課
	2 計測機器保守管理	
	3 医療機器保守点検	
	4 事務機器・教育用工作機器保守管理	
	5 高圧ガス製造機器保守管理	
	6 機械ボイラー保守管理	
	7 スポーツ用品・トレーニング機器保守管理	
	8 スクーパタンク(潜水用)保守管理	
	9 自走建設機械・車両系荷役運搬機械保守管理	
	10 ガントリークレーン保守管理	

業 務 種 目		申請 窓口
大分類	小分類	
9 運送・保管	1 旅客運送	総務 事務 集中 課
	2 貨物運送	
	3 美術品運送	
	4 梱包・発送	
	5 保管	
	6 公用自動車運行・保守管理	
10 企画・広 告・手配	1 メディア制作	総務 事務 集中 課
	2 広告・広報	
	3 デザイン企画制作・写真撮影	
	4 大会・イベント企画運営	
	5 研修企画実施	
	6 旅行手配	
	7 賞状等筆耕	
	8 速記・テープ起こし	
	9 壺花生け込み・賞植木	
11 測定・検 査・調査 研究等	1 環境測定(水質)	総務 事務 集中 課
	2 環境測定(土壌)	
	3 環境測定(大気質)	
	4 環境測定(騒音・振動)	
	5 アスベスト濃度測定	
	6 ダイオキシン類測定	
	7 理化学検査・食品検査	
	8 臨床検査(医療機関外)	
	9 健康診断	
	10 被曝線量測定検査	
	11 調査研究・統計作業(社会経済分野)	
	12 調査研究・統計作業(自然科学分野)	

業 務 種 目		申請 窓口
大分類	小分類	
12 森林整備 等	1 森林整備	森林 整備 課
	2 森林調査 (I)	
	3 森林調査 (II)	
	4 森林病害虫対策	
	5 森林測量	
13 給食	1 病院給食	総務 事務 集中 課
	2 学校給食	
	3 栄養指導	
14 リース・レ ンタル	1 建物リース・レンタル	総務 事務 集中 課
	2 医療機器リース・レンタル	
	3 事務機器リース・レンタル	
	4 電話機器リース・レンタル	
	5 自動車リース・レンタル	
	6 建設重機リース・レンタル	
	7 船舶リース・レンタル	
	8 資機材リース・レンタル	
	9 白衣類リース・レンタル	
	10 医療基準寝具類リース・レンタル	
	11 日用雑貨品リース・レンタル	
15 美術品・文 化財保存	1 美術品保存修理	総務 事務 集中 課
	2 文化財保存修理	
	3 文化財虫菌害防除	

業 務 種 目		申請 窓口
大分類	小分類	
16 人材	1 相談支援業務受託	総務 事務 集中 課
	2 保育業務受託	
	3 通訳・翻訳事務受託	
	4 医療事務受託	
	5 総務事務・軽作業受託	
	6 人材派遣	
17 保険	1 損害保険	総務 事務 集中 課